

# 第三十三回 参議院風水害対策特別委員会會議録第二十号

昭和三十四年十一月三十日(月曜日)午前十時五十二分開会

## 委員の異動

十一月二十八日委員仲原清一君辞任につき、その補欠として藤野繁雄君を議長において指名した。

本日委員藤原稔君辞任につき、その補欠として小林武治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 那 祐一君  
理事 船浦 慶藏君  
重政 庸徳君  
田中 一君  
成瀬 幡治君  
小平 芳平君  
向井 長年君  
森 八三三君

## 委員

秋山俊一郎君  
石谷 憲男君  
木村篤太郎君  
古池 信三君  
小林 武治君  
齋藤 昇君  
佐野 廣君  
西川祐五郎君  
藤野 繁雄君  
山本 米治君  
吉江 勝保君  
米田 正文君  
大倉 精一君  
清澤 俊英君

## 國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君  
文部大臣 松田竹千代君  
厚生大臣 渡邊 良夫君  
農林大臣 福田 赳夫君  
通商産業大臣 池田 勇人君  
労働大臣 松野 頼三君  
建設大臣 村上 勇君  
國務大臣 石原幹市郎君

## 政府委員

大蔵省管財局長 賀屋 正雄君  
文部省管理局長 小林 行雄君  
厚生大臣官房長 森本 謙君  
厚生省医務局長 川上 六馬君  
農林大臣官房長 齋藤 誠君  
農林省農林 坂村 吉正君  
経済局長 伊東 正義君  
農林省農地局長 伊東 正義君  
労働省職業 百田 正弘君  
安定局長 吉雄君  
建設省計画局長 關盛 三郎君  
建設省河川局長 山本 三郎君  
建設省河川局長 曾田 忠君  
建設省住宅局長 神田 治君

## 本日の會議に付した案件

○小委員長の報告  
○昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に

関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひよりの被害農家に対する米穀の完済の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する固有の機械等の完済等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害並びに同年八月及び九月の風水害に関する失業保険特例法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあるための資金の融通に関する

る特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた医療機関の復旧に關する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に關する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に關する特別措置法案（衆議院提出）

○委員長（郡祐一君） これより風水害対策特別委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

去る二十七日、中原渚一君が辞任し、その補欠として藤野繁雄君が、また、二十八日、江藤智君が辞任し、その補欠として勝保稔君が選任されました。また、本日、勝保稔君が辞任し、その補欠として小林武治君が選任されました。

○委員長（郡祐一君） 今朝の理事会の中し合わせに基づいて、本日は、小委員長報告を聴取したる後、法律案の質疑は行なはず、直ちに討論採決を行なうことといたし、存じますので、さよう御承知願います。

○委員長（郡祐一君） それでは、ただいまから昭和三十四年九月の暴風雨により損害を受けた農地の除塩事業の助成に關する特別措置法案外二十五件の内閣提出法律案及び衆議院提出の昭和三十四年八月の水害

又は同年八月及び九月の水害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に關する特別措置法案、以上二十七件を一括して議題といたします。  
一昨二十八日行なわれました各小委員会における審査の概要について、各小委員長から御報告を願います。

○藤田藤太郎君 厚生、労働小委員会における審査の概況について御報告いたします。  
本小委員会は、十一月二十八日に開かれ、内閣提出の昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法案外八件について審査を行ないました。

まず、厚生省関係について申し上げます。厚生省関係の七法案につきましては順次質疑を行ないましたが、おもなる箇所は次の通りであります。

公衆衛生の保持に關する特別措置法案に關し、簡易水道の復旧について、「災害によって根こまきによられ、財政的に行き詰ましている町村に対して二分の一の補助は少な過ぎる、二分の一以上三分の二程度を出せないか。」との問いに対し、「そのような特別の地域に対しては、起債のあつせん、補助対象についての考慮、地方庁に対する特別交付税等によつて、御趣旨に沿うように努力する。」との答弁がありました。

医療機関の復旧に關する特別措置法案に關し、私的医療機関に対する貸付資金について、「せつかく有利な条件で貸付制度ができて、金融公庫では医療機関に流す資金がなくなつて借りられないという場合が起こらぬか。ま

た、代理貸付機関に対する莫大な手数料を削減することによつて償還四年目からの利率九分三厘を三年目までと同様六分五厘に引き下げることができないか。」との問いに対し、「現在、金融公庫における第三・四半期分については出足が早くなつて貸付を断わるとして金がなくなつて貸付を断わるといふことではない。早く貸付がはかどるように指導して、御期待に沿いたい。また、代理貸付機関に対する手数料を削減することは困難であるが、貸付金利についてはさらに検討したい。」との答弁がありました。

都道府県の災害救済費に關する特別措置法案に關し、「災害救済法には、実際に支給された見舞金の処置などいろいろ検討を要する問題があり、政府は災害基本法の立案を準備しているといふことであるが、関係各府間で密接な連絡をとつて、早急に有効適切な処置をとり得るようにしてもらいたい、所見いかん。」との問いに対し、「災害基本法案は、来たる通常国会に提出の見込みであるが、災害救済法についても検討することについてはおられます。関係各省とも十分連絡をとり、立案を早急に取りますとしまして、災害に際しては関係各省の機関が有機的に協働して活動を行なうべき体制を整備する所存であります。」との答弁がありました。

次に、労働省関係の失業対策事業に關する特別措置法案及び失業保険特別法案に關しましては、「事業所自体は操業しているが、災害による交通機関の不通によつて労働者が通勤不能となり、賃金を受けられぬ場合、これに對していかなる救済措置を講じてい

るか。」との問いに對しては、「そのような場合の措置は、雇用契約、労働協約等に定められているのが通例であり、たとえこれがないと、非常の場合の措置として事業主の良識に訴ふるよう行政指導せしめてまいります。労働基準局の調査によれば、愛知、岐阜、三重の三県において、このような場合に平均約七割の事業場が支給を行なっており、その支給額は平均賃金の約六割、すなわち休業補償や失業保険金の額に相当するものであります。また、別途の救済措置として、労働金庫から貸し出しの方法があり、未加入の労働者でも被災後労働金庫に加入して貸付を受け得る」旨の答弁がありました。

また、「被災労働者の救済措置は、全般的な災害対策の一環として行なわれべきものであるから、失業保険特別會計から支出されただけの経費は、次年度の一般會計から補てんするのが適當ではないか。」との問いに對し、「この範囲の特例措置は、失業保険のベースに乗り得るものであり、その根本原則を乱すものではないから、失業保険特別會計で措置してしかるべきものと考へる」旨の答弁がありました。

その他、失業保険金の受給の待定期間、失業保険料滞納の場合の受給資格、失業対策事業に對する国庫補助率等についても熱心な問答が行なわれましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

以上をもちつて御報告を終わります。

○委員長（郡祐一君） 次に、重政農林水産小委員長

○重政農林水産小委員長 農林水産小委員会における審査の結果について御報告申し上げます。

本小委員会は、内閣提出の昭和三十四年九月の暴風雨により損害を受けた農地の除塩事業の助成に關する特別措置法案外五件の農林水産関係法案について、慎重に審議いたしましたのでありますが、各小委員会におかれましては、終始熱心に政府に對し質疑がなされたのであります。その詳細は會議録に載ることになりました、以下簡単にその内容について申し上げます。

除塩事業の助成につきましては、被害者の除去に必要な経費を除外事業の対象とし、灌漑排水施設の施設の場合には恒久的な施設についても考慮をはらい、また、土地改良区の管理費等に對する助成についても所要の措置を講ずべきである等の点が指摘されたのであります。

米穀の売り渡しについては、法律の適用については減収率一〇%以上の県となつているが、その他の県について市町村段階で被害の大きいものに対する方策はどうか等についてただされ、指定以外の県については、代金の延納措置を考へたい旨の答弁があつたのであります。

小型漁船の建造につきましては、被害小型漁船の三分の一を漁協に作らせ、共同利用に供する措置をとられたが、現実には一隻を三人で共同利用して漁業経営に支障を来たすのではないかと、補助対象外の被害小型漁船の建造に對する融資の具体策はどうか等についてただされ、漁業経営に支障を来たすことのないよう、法の運用に慎重を期し、実情に即応した措置を講じ、また、金融措置についても沿岸漁業振興対策とも関連して十分検討し、漁

民の早期救済をはかりたい旨答えられたのであります。

天災による被害農林漁業者の資金の融通については、衆議院における修正部分の政令指定の対象種目についてただし、また、被害林業者の損失算入に風倒木を認定することの当否、製炭業者に対する融資等の措置、果樹栽培に對する貸付資金の限度額及び償還期限等についてただし、政令で定める水産動植物は、現在のところ、金魚、ボラ、ノリ、カキを予定しているが、なお、実情調査の上必要に応じて考慮したい。風倒木その他の問題についても今後運用面で実情に即するよう措置していきたい旨の答弁がなされたのであります。

農林水産業施設の災害復旧事業につきましては、開拓農家の負債、特に農協の災害による負債についての特別の救済措置、部落の共同利用施設の復旧についての特別措置法の適用、貧困農家に対する救済の措置等について強力なる施策の確立が要望されたのであります。

農業共済については、農業共済事業における任意共済制度は、それ自体に大きな問題がある、この特別措置は今回限りの措置であるかどうか。また、今回のような措置が再び行なわれることのないような制度の根本的な改正をすべきではないかなどの点についてただし、今回の災害が異常であつたため、今回限りの特別措置であること、制度の安全性確保のため利率、限度額等も検討し、この制度の抜本的な改正については、農林省内に対策協議会を設け、学識経験者等も加えて基本問題を

十分調査し、検討している旨の答弁があつたのであります。

以上、簡潔ではありませんが、本小委員会の論議の主要点を概略報告いたしました次第であります。

○委員長(都祐一君) 次に、稲浦建設、自治小委員長。

○稲浦建設 建設、自治小委員会の審査の概要を御報告いたします。

本小委員会は、内閣提出の建設関係四件、地方自治関係二件の特例法案につき、一昨二十八日慎重に審査をいたしました。

その概要を申し上げますと、まず、「今回の特例法が実施される場合には、特例法の趣旨が誤りなく実施されなければならぬのであるが、二十八年災害の復旧事業の実施状況を見るに、当初の査定額と実施額とは大きな開きがある。これは二十八年の特例法の趣旨に反し、実施面において財政の圧迫があつたのではないかと。今回は特に政府の提案であるし、前回の誤まりを繰り返してはならない。堆積土砂の排除事業についても予算の使用残があるのではないかと。」という質疑に對しては、政府側から「二十八年当時

は机上査定が相当あつたので、再査定で減額をし、その他設計差、入札残等により差額を生じているが、その後は実施査定を原則としているので差額は少ない、堆積土砂の排除についてもよく検討し、今後は慎重に実施する」旨の答弁がありました。

次に、「日本の工業地帯は海に臨み、ほとんどが高潮の危険地域である。しかもこの地域は沖積層で、地盤沈下の現象がある。高潮と地盤沈下をどう処理していくか。今後海岸堤防を

実施する箇所は、必ずボーリングによる地盤調査を実施すべきではないか。」との質疑に對しては、「広く学者の意見を聞き、今日の科学の粋を集めて、抜本的な対策を立て、実施以前に必ず調査をする。」との答弁があり、また、これに關連して、「高潮対策について、建設、農林、運輸各省の計画及び実施に對しての調整をどうするか。」との質問に對しては、「設計については企画庁を中心とした関係各省からなる高潮対策協議会で、民間の学識経験者にもはかり慎重に決定し、実施については緊密なる連絡をとつて実施する。」旨の答弁がありました。

また、「低地帯の住宅、工場の安全をどうするか。政府は建築基準法三十九条の災害危険区域の指定により指導するといふが、これは地方の条例に待つにすぎないし、元來建築基準法だけの問題ではない。個人の所有以外に公共物もあり、広く都市計画、国土計画上の問題ではないか。」という質疑に對しては、建設大臣から、「たとえはサンド・ポンプの吹き上げにより公共的な避難場所の設置、鉄筋コンクリートによる校舎の復旧等をはかるけれども、個人の宅地までは現在補助することとは考えていないが、融資の面で堅牢な建物にするよう指導し、また、都市計画上からは、土地区画整理の場合には、地上げ等も検討していきたい。」旨の答弁がありました。

次に、「二回連続して災害を受けた地域については特別の配慮をなすべきであると思ふが、何らかの特別扱いができるか。」との質疑に對しては、自治庁長官から、「起債については困難であるが、特別交付税では特にめんどう

を見ることにしたい。」旨の答弁があり、また、「気象観測の拡充は緊急であるが、従来気象庁関係の予算は不足している。いかなる方針であるか。」との質疑に對しては、気象庁から、「來年度においては、レーダー施設、山地ロケット雨量計、高層層観測等による予防警報を充実し、また、通信施設の整備、人員の増加、高精度の予報研究等をはかりたい。これらについては予算計上の見通しがある。」旨の答弁がありました。

以上のほか、「公有水面埋立法により、地方公共団体が埋め立てて、民間に売り払つた土地で、災害により再使用にたえなくなつてゐる場合、その責任はどうするか。現行の公有水面埋立法は單なる手続法にすぎないから、この改正を考へるべきではないか。」と、「緊急砂防は特例法を設けず、起債による運営にまかせているが、高率負担を考慮すべきではないか。」また、「道路と堤防の併用、埋立地と防波堤の關連を考慮すべきではないか。」等の質疑があり、そのほか、中部地方建設局の海岸部二百名の増員の内容、治水、利水等、水の行政の一元化とこれの基本法である水に関する法律の確立について等、多岐にわたつたり、きわめて熱心に論議が重ねられました。

以上簡潔であります。本小委員会における審査の概要を御報告申し上げます。次第でございます。

○委員長(都祐一君) 次に、西川文部、通商産業、大蔵小委員長。

○西川五郎君 文部、通商産業、大蔵小委員会におきましての質疑並びに政府答弁の主要なる点について申し上げます。

それに先立ちまして、大蔵大臣に申し上げておきますが、本小委員会の報告には本予算並びに次年度より予算に重大なる影響がございます。私、私の報告を十分にお聞きを願いたいと思ひます。

まず、文部関係から申し上げます。「激甚地帯指定の地域内の文教施設であつても、全壊と半壊のみが特例法の対象となり、その他は一般法が適用されると聞くが事実であるか。長期冠水の低地帯には避難所としても改良復旧校舎が必要である。」との質問に對し、「全壊、半壊のほか、大破をも特別措置の対象としてゐる。大破は今初めて認められたものである。改良復旧の量は従来よりも大幅に増加する見込みであり、負担率、補助率の引き上げと相俟つて所期の復旧を遂行できる」と思ふ。長期冠水地帯に對しては特に考慮する。」旨の答弁がありました。

「長期冠水地帯の文教施設復旧のための高地の購入、または土盛りによる経費に對して補助金の考慮があるか。」との質問に對し、「個々の事態について研究する。」旨の答弁がありました。

「災害予算、特に文教予算は、被害状況に照らして不十分ではないか。」との疑念に對し、「従來の実績にかんがみ大丈夫であると思ふが、どうして不足する場合には、ここであります。予備金の支出によつて万全を期することを大蔵大臣と確約してゐる。」との答弁がありました。

次に、「私立学校に對する補助金は災害額から見ても尙ほ過ぎはしないか。」との質問に對し、「二分の一の国庫補助に加ふるに、私学振興会によ

る長期低利貸付の方法をとり、施設並びに設備の復旧を期している。」旨の答弁がありました。

また、「重要文化財の災害復旧についての根拠法及び復旧計画いかん。」との質問に対しては、「文化財保護法第三十五条の規定により本年度及び来年度において復旧する予定である。」との答弁がありました。

「文教関係の負担金補助金の率は、他に比して低過ぎるのではないか。」との質問に対しては、「従来の一貫法においてすでに低率であるが、今後これを高めるより努力する。ただし、災害復旧については、今回の措置をもって遂行し得るものと思う。」旨の答弁がありました。この点、大蔵大臣十分御考慮を願います。

以上のほか、臨時技術職員の採用に当たり、必要な者については中断することなく一定期間継続勤務させるよう措置すること。

災害予防措置を講ずるとともに、青少年、児童、生徒に対し、平素から災害に対処する心がまえ等を訓練すること。

重要文化財の災害復旧に要する経費についても国の補助率等を規定することを考慮すること。

災害により孤児童になった青少年の教育に関しては、彼らが正常な状態をもつて成長するよう特別の意を用いること。

人命救助の避難所として役立つた体験からしても、今後、長期冠水地帯、低地帯には、鉄筋の堅牢なる建築をなし得るよう、災害関係の一般法を改正するよう考慮すること。等について熱

心な要望、意見が述べられたのであります。次に、通産関係について申し述べます。

「震災中小企業者に対して各般の金融措置がとられているが、中小企業向けとして用意された資金が大企業に流れていくことはないか。また、中小企業金融公庫等の資金が代理店扱いとなる場合に歩積、両建等により高い金利となることはないか。」との質問に対しては、「中小企業金融公庫等の政府関係機関からは中小企業だけに融資され、大企業に流れることはない。また、実質金利が高くなることについては常に監督しているが、今回は、特に災害復旧のための融資であるから、なお一そう指導監督を厳重にするとともに、これらの点について未端まで徹底させる。」との答弁がありました。

「今回の台風により被害を受けた地域は、繊維産業にとりきわめて重要な地域であるが、被災繊維工場の操業再開や減産防止などいかなる措置をとったか。」との質問に対しては、「繊維関係の中小企業に対しては、金融について、商工中金等に援助方を依頼し、原綿、原毛については、実被害高に比して再輸入を許可した。また、紡績機に関しては、操短によりすでに格納や封緘した分を減産に見合つて解除し、他の工場に振りかえて生産させている。」との答弁がありました。

次に、「台風や高潮から産業を守るという見地に立つて工業地帯の総合施策を推進すべきであり、今後、道路、鉄道、港湾、工業用地、住宅地、公共施設等一貫した臨海工業地帯の造成方策について再検討すべきではないか。」

との質問に対しては、「臨海工業地帯に関しては、特に防災対策を重視して、財政資金の投下に努めるとともに、その造成にあたっては総合的に実施する必要がある。経済企画省に鉱工業地帯整備協議会を設け、各省内であらゆる角度から検討を加えていく。」との答弁がありました。

次に、「事業協同組合等の施設の災害復旧特別措置法案の対象となる地域及び中小企業者の団体に準ずるものと認められる団体は、政令でどのように定めるのか。」との質問に対しては、「政令は、目下関係各省の間で相談中であるが、地域については、農林水産業関係の施設に対すると同様の考え方、協同組合等の被害復旧費、施設の利用者数を勘案して、一定の額以上の市町村を指定する考えであり、また、中小企業者の団体に準ずる団体は、法的団体となっていない商店街組合等を考えている。」との答弁があったのであります。

次に、大蔵省関係につきましましては、固有の普通財産である機械または器具の保有状況等について質疑が行なわれたのであります。

以上をもちまして御報告を終わります。

○委員長(郡祐一君) 以上で小委員長

の報告を終わります。

それでは右二十七件の法律案については先ほど御報告いたしました通り、これをもって質疑は全部終了したものと認めます。これより二十七件の法律案を一括して討論を行ないます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○重政廣徳君 私は、自由民主党を代表

表いたしましたして、昭和三十四年九月の暴風雨により損害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案外二十六件について賛成するものであります。

今回提出を見た災害関係の特別措置法案は、二十八年当時の災害立法を基礎に置いて、できるだけの救済をすることが立法の主眼であることは、総理を初め各大臣がしばしば現地において言明いたしておるのであります。このことについては、委員会におきましても相当の質疑がなされたのであります。が、詳細にこの二十七件の法案を検討いたしてみますと、二十八年災を上回っていることも下回っていることもあり、その救済については、小型漁船建造の特別措置を講じております。あるいはまた、伊勢湾高潮対策事業の措置、排水排除事業の措置、並びに洪水区域の激甚地帯指定の措置、または私的医療機関に対する金融措置等は、従来に、二十八年にない立法措置であるのであります。救済の手を新分野に拡大いたしておると思っております。また、災害復旧事業におきましても、従来のものであります。法律、政令で平の原形復旧に改良復旧を加味いたしておるのであります。法律、政令で平の原形復旧に改良復旧を加味いたしておるのであります。法律、政令で平の原形復旧に改良復旧を加味いたしておるのであります。

以上、私の賛成討論を簡単にござい

ますが、終わります。

○安田敏雄君 私は、日本社会党を代

表いたしましたして、ただいま提案された災害関係二十七法案について賛成の討論を行なうものであります。

本年は七月及び八月の水害、八月及び九月の風水害が連続して発生し、特に伊勢湾台風は記録的台風でありまして、その物的損害は五千八百億円に達し、さらに人的損害においては、死者、行方不明五千三百余人、負傷者三方七千人を算し、五十年來かつてない大惨害であります。

この打ち続く災害にあたって、岸総理初め関係閣僚は、災害地を見舞い、その惨状にこたえて、「心配するな、対策には幾らでも金を出す」と言い、また、国会においては「二十八年災を下回らない対策を講ずる」と約束されたにもかかわらず、この激甚な災害のために、政府の提出いたしました補正予算案及び災害関係各種法律案の内容を検討いたしました。確かに二十八年災を上回るものもありますが、その中にはそれには及ばないものも多々ありまして、抜本的対策に欠けており、不満足のものであります。ことに国際情勢が冷戦の雪解けにありますとき、不慮と思われる防衛費関係の削減にはいささかも考慮が払われていないということ

はまことに遺憾とするものであります。

わが党は、このような事態に対処して、でき得る限りの対策を推進するために、衆議院において組みかえ予算案を提出し、万全の対策をはかったこと

あります。不幸な決断がなされたこと

は、被災民の立場に立つてもまことに遺憾なことでありました。また、法律

案については、政府提出二十六法案、

案については、政府提出二十六法案、

衆議院提出一法案に対して、修正されたもの六法案、付帯決議となつたもの三法案を含めて、わが党独自の被災者援護法案等、合計十五法案を提出した次第であります。

去る二十六日、本院において、わが党が修正予算案に賛成いたしました理由は、政府予算案が執行の過程で、不十分な場合が生ずるならば、引き続いて第二次補正、あるいはまた、三十五年度予算において必要な予算措置を講ずるとの政府の意向が明らかにされたこと、いま一つは、寒さを迎えて今なお水没地帯にある被災民の窮状を察するからであつたのであります。

さて、ただいま討論の議題となつております二十七の法律案は、さきに衆議院を通過したものであります。修正予算案執行のための手続を規定するものであります。法律案の内容は、政府提出案に対して、わが党の修正要求が部分的には修正されているものもありませんが、今回の災害が激甚をきわめている状況から判断するならば、昭和二十八年災害に比較して不十分なものではありません。

数項の事例を申し上げますれば、一、被災者及び被災世帯に対する生活保障や立ち上りの生活資金、死亡者への弔慰金、病人の治療費等に対して考慮が払われていないことでありまして、全般的に見て公共災害に比較いたしまして、個人災害に対する救助に欠けている点が指摘されるのであります。

二、災害地における、国庫負担による失業対策事業の推進、災害による一時離職者に対する失業保険の適用及び交通途絶のため通勤不能による場合の

休業の補償等も措置されていないことでありまして。

三、天災による資金の融通は、農林水産、中小企業、個人住宅等すべて融資額を拡大する必要がありまして、それぞれ公庫の窓口をはるかに簡素化することが肝要であります。

四、農林水産業施設の復旧事業にあつては、共同利用の施設を国庫補助の対象にすべきであり、干拓地、開拓地の復旧は全国、国庫補助が必要とされているのであります。

五、さらに、災害による不振農業協同組合の救済、生活協同組合への貸付金のワクの拡大、国家並びに地方公務員等共済組合への給付の増額等一そうの対策をはからなければならぬことでありまして。

六、近年、果樹生産者は激増しているため、これが災害救助にあたつては、共済制度を設ける必要があります。

七、その他、医療施設の復旧、施設の拡充、公私立学校の復興及び授業料の免除等万全を期すべきものがあります。

以上の通りでありまして、政府の提出法案には、多くの欠けた点が見られるのであります。また、各種の政令による激甚地帯指定についても、まことに繁雑でありまして、現在地方財政の窮乏の事情から見ても、その基準を一そう引き下げねば十分とは言いがたいのであります。

さらに、十一月二十七日日本委員会における総括質問の審議に際して、わが党委員の質問に答えて、総理の説明は、災害対策と健全財政との関係については明確を欠き、災害予算が多過ぎる

と健全財政に影響があるというよるな印象を受けまして、納得のできる説明をしておりませんでした。経済や財政の健全性をゆがめるものは、年を追つて累増する軍事費にその根本的要因があることを総理は率直に認めるべきであると思つております。

また、今回の災害が人災によつて被害を大きくしたものであることは、学識経験者によつても指摘されております。従来保守党政府のもとでは、治山治水と高潮対策の施策が全く欠けられていたことも施政の誤りとして、政府みずから反省しなければならぬことでありましよう。災害があつたから治山治水の対策をする、高潮防止の方途を講ずるといふことが、明らか

に場当たり的な政治と言われても、政府は弁解の余地はないのであります。はたして、政府は、三十五年度以降、これらの対策を具体化するとの意向を明らかにいたしました。従来政府の施策によるところの諸般の五カ年計画は、その中途において往々にして去つていられる事例があります。今度こそ政府は本腰を入れて、常に台風圏内にありますわが国土の実態に照らし、国土の保全と国民生活の安全に思いをいたし、周到な計画と大幅な財政支出の措置を講ずべきであることを切望するものであります。

師走も明日に迫り、冬を迎え、寒さもきびしくなるおりから、被災地の住民は寒空のもとで救援と復旧の措置が一日も早く実行されんことを待ち望んでいられるのであります。もはや事態はこれ以上に遷延することは許されないのであります。

そこで、わが党といたしましては、

委員会の審議を通じて、問題点となつた諸懸案に対しては、数項目の附帯決議を付して、一日も早く被災民の切望にこたえる立場から、これら提出諸法案全体について賛成をいたすものであります。

政府は各派共同の附帯決議を尊重し、法律の運用にあつては、迅速かつ適切な執行をいたすよう強く要望いたしまして、私の賛成の討論とする次第であります。

○大竹平八郎君 私は無所属クラブを代表いたしました。ただいま上程中の災害対策法案二十七件に賛成をするものであります。賛成にあたりまして一言申し上げたいのであります。今次の災害にあたりまして、むろん政府御自身が反省をしなければならぬことはもとよりであります。国民自体もこの災害を契機にいたしまして、今後の抜本的な対策をするにあたりまして、絶大な関心を持たなければならぬと考へておるのであります。先般建設省から発表をせられた建設白書によりますと、過去十年において約十万人の尊い死者が出ておることを報じております。また、金額の上におきましても、二兆億円以上を突破するところの損害を受けておるのであります。こ

ういふことを見ますと、年々歳々日本に大きな台風が来ておるというのであります。従いまして、その台風に対しての対策というものが、一番これに対する反省を必要とするのであります。先般の総合質問のときにあたりまして、私は石原自治庁長官に御答弁を求めて、長官から率直な答弁の開陳があつたのでございまして、

たとえてみますならば、先般の名古屋の、いわゆる伊勢の台風の前にあつて、約一カ月以前名古屋行政管理局から数項目にわたつて注意が出ておるのであります。たとえば大下川の下の流の問題、それからあるいは堤防の問題、さらにはこの人的な、あるいは動産の保全を、現在の状況においては守り得る可能性がない、あるいは水防団の問題、さらには水防工事に対して原始的な土のうの問題よりも、鉄鋼等を使用することについても詳細に出ておるのであります。さらに自衛隊の機動隊の出動という問題も明らかに警告をいたしておるのであります。こういうときにあたりまして、石原自治庁長官の御答弁によりまして、そのあとで知つたというよるなことを何つたのであります。これらを一つ見まして、私も、私どもは今次のこの災害にあたりまして、官紀が私は多少なりとも弛緩をしていいたのではないかと、これを断言せざるを得ないのであります。

それから今度の災害予算を通じて見まして、私が最も遺憾に思うことは、これは気象庁の予算でございまして、これは気象庁の予算でございまして、一番肝心なのは、これはもう気象通報によつて一切の問題が各官庁でもつて処理をされなければならぬと、きにあたりまして、同行の年予算三十六億四、三百二十四人の防災官の新設を要求いたしておるのであります。が、聞くところによりますと、ほとんどこれが削除をせられたということでありまして、私どもとしては、これは遺憾に思つておるのでございまして、ぜひこの点は十分御考慮を願つて、通常予算等におきまして、私はあえて三百二十四人というも

のが適當かどうか知りませんが、十二分に一つ御考慮を願いたいと思うのでございます。

それからさらに、この臨海工業地帯の問題でございますが、これも一昨日の小委員会におきまして、通産当局に私は申し上げたのでありますが、ほとんど四面海の日本の状態、しかも日本全体の工業立地計画というものが、大抵百万坪を中心いたしました埋め立てに依存をいたしておるのであります。が、こういう点におきまして、はたして従来とつておきます、そういつた臨海工業地帯というものが適當であるかどうか、こういう点につきましては、私は特段の御考慮を願いたい、かように考えるわけでございます。それからさらに干拓等の問題でございますが、堤を唯一の生命として、そうして各方面の勧誘によって干拓地に入りました人たちが、鋼田におきましてもそうであります。あるいは桑名地区におきましてもそうでありますし、ああいうむざんな状況になっておるときにあたりまして、干拓問題というものが必ずしも原形に復するといふことがいかにどうか、あるいは他に方法があるとするれば、他に適地がありますならば、そういう方面に特別この際において私は考慮する必要があるのではないかと、かように考えるわけでございます。それからさらにこの問題を契機にいたしまして、私はあえて災害対策の常時本部を作れと申しませんけれども、今後関係官庁の特別な有機的な結びつきということが非常に必要ではないか。今申し上げました通り、年々歳々日本には台風が必ず来るんであります。か、どうかそういう点に対して政府は特段の一つ注意を願いたいと思うのであります。

それから最後に、これは私も無所属クラブという立場でなければこういふ発言はできないと思うのであります。が、知事あるいは市長等が、ところにまよましては必ずしも政府与党から出ているとは限らないのであります。これは民主主義のルールによつてあるいは野党の方も出ておるかもしれませぬ、そういうのは各方面にあるのであります。従いまして、そういう自分たちの与党関係でないというために、この災害対策がもしもいろいろな意味においておくれる、あるいはその連絡が緊密でないというようなことがありましたならば、国民は非常な迷惑を受けるのであります。この点につきましては、特に御注意を願いたいと思うのであります。

政府の災害対策に不備な点もあつたといふことを率直に端的に認められ、反省をされておる、今後これが恒久的ないわゆる対処をしなければならぬといふことも言われております。従つて、恒久的な対処が特に治山治水あるいは高潮対策、こういう問題に今後十分なる予算をとり、そうしてその中からこれに対する対策をとつてゆく、こういう意味から賛成をするものであります。なお、特に要望したいことは、今回のこの法案二十七件の実施にあたる機械的にこれを適用するのではなから、罹災者の困窮状態を十分調査して、しかも心から救済する、こういう立場に立ち、なおまた復旧にいたしたとしても、これを将来予防するという立場において十分なる改良を加えて復旧に当たるとを強く要望したいと思つて、賛成演説をいたしましたと思つて、

必らずしも今度の二十七件を私どもはそのまま全面的にけつこうとは申しませんけれども、ただいまも各委員より申された通り、もうすでにあしたから十二月であります、寒さも迫つておるときでありますので、われわれはそういう意味におきましてとにかく一日も早くときでございまして、政府提案に賛成をいたします次第であります。今申し上げたようなことを十分に御留意の上、今後の対策を講じていただくたいと思つて、

○森八三三君 私は緑風会を代表いたしました。ただいま議題になつておられます災害関係二十七の法律案に対しまして、賛意を表する次第であります。賛成の意を表するにあたりまして、二、三問題を指摘して、格別の政府の善処を求めたいと存じます。災害発生以来直ちに中部日本災害対策本部を設置されまして、当面の対策に取り組んでこられました政府の誠意、並びに引き続きましてこの国会を召集せられまして、諸般の対策を樹立して審議を求めておられます態度につきまして十分敬意を表します。しかしながら、必らずしも諸般の対策が今回の非常に大きな災害に取り組むものとして十分であるとは申しかねるのであります。委員会におきましては、連日きわめて真摯な質疑が展開をせられました。この委員会でも、どの委員会でも、国民監視のうちに言われておりますことは申すまでもございせんが、特に今回のこの特別委員会の審議は格別に国民の注目のうちに言われたと思つておられます。でございますので、この委員会の審議を通しまして政府が所信を披歴せられ、約束をなさいましたことがただ単に一片のその場限りのものに終わつてはならぬのであります。格別にそういう点についてはその実行を期せられたいと存じます。そこで申し上げたいことは、被災が非常に激甚であつたことと、何といたしましてこの災害を早く復旧を、民生の安定を期せなければならぬといふことで、なされなければならぬことはどうしてもこれは進めていかなければならぬのであります。そういう結果として、ともいたしまして、漸次好転を見つております地方財政の上に非常な圧迫を持ち来たすようなことがあるのではないかと心配をいたしたのであります。あるいは査定が厳に過ぎましたり、査定がおくられて工事が遅延するといふようなことから、そのしわ寄せが地方財政の上におおいかぶさつて参りまして、あるいは財政的に地方自治団体が破滅の困難に遭遇するといふことも想像されなければいけません。その中で、災害復旧の進行につきましては、そういう点を十分一つ頭に置かれまして、もし不幸にしてわれわれが賛成いたしました補正予算だけでは十分な効果が期待されないと、いふような場合におきましては、大蔵大臣も言

しても指摘があつたのであります。が、中小企業の金融につきましてもは各般の措置がとられております。が、しかし、ほんとうにこの金融が難儀をいたしております被災者に及ぶ段階になるといふと、調査費だとかあるいは歩積みだとか、いろいろな方法で、実質上手取り金利が高くなつていくといふことは、これは過去の経験に徴して否定のできない事実であります。今回はそういう点について十分監督を厳にし、指導すると、こうおつしやつていきますが、なかなか関係機関の手段は巧妙でありまして、ただ遠くからながめておるだけでは目的を達することが非常にむずかしい問題でありますので、それらの点につきましても、おつしやつておきます通り、そういうようなことによつて最終の、被災者の受けまする金利が実質的に高騰いたしませんように、厳重に一つ御指導と監督を期待をいたすのであります。

次に税法上の問題であります。山林経営者等で風倒木のために相当の経済的打撃をこうむつておる人々に対する税法上の特別の措置は遺憾ながら講ぜられておらぬように思ふのであります。現行の税法の運用におきまして、こういうようなほんとうに気の毒な立場に立つておる人々に対する税法上の特典による救済の施策をとり進めていたしたいと思います。さらに、各種の協同組合等が、その組合員中の被災者に対しては、ごくわずかな見舞金等を支出をいたしておる事実が存在をいたしておるのであります。これも税法上、正面解釈としては免税の取り扱いがでにくいようなことに相なつておると思ひますが、そういうような精神

を十分汲みとりますれば、損失に認めべき性格のものであると思ひます。で、税法上の問題に關連してそういうような、だれが考えましても常識的に何らの作為のない、ほんとうに気の毒な人々に対する見舞金と認められるもの、あるいは風倒木等によつて格別な困難をきわめておる連中に対しては、税法上の措置について、遺憾なきを期していただきたいと思います。

さらに、各種の資金の貸し出しにつきましても、手續が非常に煩瑣でありまして、おそろく自作農創設維持資金にいたしましても、中小企業の資金にいたしましても、借り受けをするために手續が煩瑣であつて耐えられないといふのが一般の所でありまして、もちろん貸付でありますから、返済の確保を期せなければならぬことは当然であります。けれども、いづつ形式的に煩瑣な手續をいたしまして、ほんとうに難儀をいたしておる連中に対してはあまりにも苛酷な仕打だと思ひますので、可能な限り手續の簡素化を一つやつていただきたいと思います。これは法律でも何でもございませぬので、やるといふ気持ちでおやりを願ふことになりますればそんなにむずかしい問題ではないと思ひます。私は、極端な例を申し上げます。ば、住宅復興の資金等につきましても、市町村等が保証をするわけでもありませんので、そういうものについてはもうしちめんどうくさい、保証人が何人だとかあるいは財産の状況がどうなつておるかという調査なんかは免除をしてやる。これは極端な例なんです。りますが、その辺まで考へていただ

ましても、地方の自治団体が保証しておることありますればよろしいのではないかと。しかし、せいたくなものを作つてはいけませんので、設計等についてある程度の規制をすることは当然と思ひますが、あまりにも現在の手續が煩瑣過ぎると思ひますので、そういう点については、行政上の措置として十分おとり上げをいたさうように希望をいたします。

以上、数点の希望を付しまして、いづれもこれらは委員会が質疑を通しまして、そういうようにいたします。そういうことを申されておる点を指摘したのであります。約束済みのこととございませぬので、すみやかにそれらのことが具体化せられ、あるいは法律を要するものにつきましても、次期通常国会に立法の手續をされまするよう、強く要請をいたしまして、私の賛成討論を結ぶ次第であります。

○委員長(都祐一君) 他に御意見もないうちでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(都祐一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決を行ないます。

昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に關する法律案  
昭和三十四年九月の風水害を受けた

漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する固有の機械等の売払等に関する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に關する特別措置法案  
中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地域における失業対策事業に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害並に同年八月及び九月の風水害に關する失業保険特例法案  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に關する法律案  
昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢灣等に面する地域にお

ける高潮対策事業に關する特別措置法案  
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法案の一節を改正する法律案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に關する法律案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に關する法律案  
昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月及び九月の風水害

ける高潮対策事業に關する特別措置法案  
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關する暫定措置法案の一節を改正する法律案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に關する法律案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に關する法律案  
昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び洪水の排除に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に關する特別措置法案  
昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に關する特別措置法案  
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に關する法律案  
昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢灣等に面する地域にお

による任意共済に係る保険金の支払等  
にあるための資金の融通に関する特  
別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八  
月及び九月の風水害を受けた医療機関  
の復旧に関する特別措置法案

昭和三十四年七月及び八月の水害又  
は同年八月及び九月の風水害を受けた  
者等に対する福祉年金の支給に関する  
特別措置法案

昭和三十四年八月の水害又は同年八  
月及び九月の風水害を受けた事業協同  
組合等の施設の災害復旧に関する特別  
措置法案

以上二十七件を一括して問題に供し  
ます。

右各法律案を衆議院送付案の通り可  
決することに賛成の諸君の起立を願ひ  
ます。

〔賛成者起立〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致でござ  
います。よつて右の二十七件の法律案  
は、全会一致をもつて衆議院送付案通  
り可決すべきものと決定いたしました  
。

この際、ただいま議決されました二  
十七件の法律案に対し、委員全員の発  
議をもつて次の附帯決議案が提出され  
ておりますので、本案を議題といたし  
ます。

まず、発議者を代表して委員長から  
附帯決議の案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

今次災害の地域の広大性と激甚性  
に鑑み再びかくの如き災害を繰返さざ  
ないよう恒久的対策を構立し、国土の  
保全と産業の興隆に資し民生の安定を  
期すべきである。これがため政府は今  
回の風水害対策諸法律の実施に当り、

予算措置並びに機構の整備等に意を用  
いると共に、特に左記事項につき格段  
の施策を講じ遺憾なきを期せられた  
い。

一、各種工事の施行に際しては、原  
形復旧にこだわることなく改良復  
旧を充分におこみ再度災害を繰  
返さないよう措置するは勿論、  
過去の慣例の年次別比率にこだわ  
ることなく速かに完成すべきであ  
る。

二、各省に關係のある復旧工事につ  
いては、その間に有機的連絡をと  
り計画、施行、工程及び完成期に  
そごを来たさざるよう万遺憾なき  
を期すべきである。

三、農林水産業並びに公共施設災害  
の小災害施設復旧につき、農林災  
害にあつては一個所の工事の対象  
となる被害個所の間隔五十米を百  
米に、公共土木にあつては二十米  
を五十米とし、なお災害関連事業  
についてもその適用範囲の拡大を  
図るべきである。

四、除塩事業の助成に当つては、塩  
分を含んだ被害わらの処分が必要  
な経費を補助の対象とすべきであ  
る。

五、小型漁船の建造に関する特別措  
置については、補助の対象及び条  
件等につき実情に即し適切な措置  
を講じ、もつて被害漁民の救済に  
万全を図るべきである。

六、農業共済組合及び同連合会の行  
う任意共済事業は極めて多くの問  
題点を有しているから、政府は速  
かに根本的な検討を行い確固たる  
方策を構立すべきである。  
内容は以上の通りであります。これ

が説明は省略いたします。本案を委員  
会の決議とすることに御異議ございま  
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認  
めます。よつてさよう決定いたしまし  
た。

ただいま議決されました附帯決議に  
ついて、政府から発言を求められてお  
ります。この際これを許します。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま全  
会一致をもつて御決議をいただきました  
附帯決議につきましては、政府とい  
たしましては、その趣旨のあるところ  
を十分検討いたしまして、法律の適切  
な運用をはかつて参る所存でございま  
す。

○委員長(郡祐一君) 政府の所信表明  
は終わりました。  
なお、本院規則第七十二条により議  
長に提出すべき報告書の作成につきま  
しては、これを委員長に御一任願いた  
いと存じますが、御異議ございません  
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認  
めます。  
本日はこれをもつて散会いたしま  
す。

午前十一時五十九分散会